

OECD 農薬プログラムの動向

農林水産省農薬検査所 横山 武彦

はじめに

現在、世界では約900の農薬有効成分があり、そのうちの多くは各国で共通に使用されている成分が多く国際的に生産・輸出入が行われている。農薬の輸入、生産、販売、使用等に関しては各国独自の関連法令、規制制度に基づき登録、安全性確保のための規制、指導が行われている。我が国でも農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき農薬を販売しようとするものは、その効果や各種安全性の検査・審査を受けたうえで農林水産大臣の登録を得ることを義務づけている。また、行政、産業界、自治体等様々なレベルでの農薬の安全使用指導への取り組みが行われている。

一方で、農薬を含む化学物質の安全管理を地球規模で進める活動も各所で行われている。1992年ブラジル、リオ・デ・ジャネイロで開催されたUNCED（United Nations Conference on Environment and Development；国連環境開発会議）において、「21世紀に向けて、環境を保護しつつ全てのものが公正かつ適正な発展を遂げるための活動指針（アジェンダ21）」が採択された。その中の19章には、環境に配慮した化学物質の安全管理に関する多くの指針が示されており、本指針が採択されて以来、世界中で化学物質の安全管理に関する様々な活動がよりいっそう強化されている。

今回はそれら多くの活動の中でもOECD（Organization for Economic Co-operation and Development；経済協力開発機構）における化学物質の安全管理、特に農薬関連の活動について紹介する。

OECDとは

OECDは先進29ヵ国（平成10年12月現在）で構成される政府間機関であり、加盟国の経済成長・雇用・社会福祉の促進、加盟国及び非加盟国間の自由貿易の促進、非加盟国における健全な経済成長の促進という目的のもとに活動を行っている。環境関係プログラムの他、大まかに分けて統計、国際貿易、エネルギー、地域開発等のプログラムを遂行している。OECDの組織の頂点には最高意志決定機関である理事会（Council）があり、予算や各種プログラムを評価し承認を行う他、加盟国に法的な拘束力を有する理事会決定（Council Decision）や協力を強く求める理事会勧告（Council Recommendation）を制定する権限を有している。専門的な個々の分野については理事会の基に各種委員会（Committee）が設置されており様々なプログラムを監督している（図－1参照）。今回紹介する化学品プログラム及び農薬プログラムはそれら委員会の中でも環境政策委員会（EPOC；Environmental Policy Committee）の基で行われている

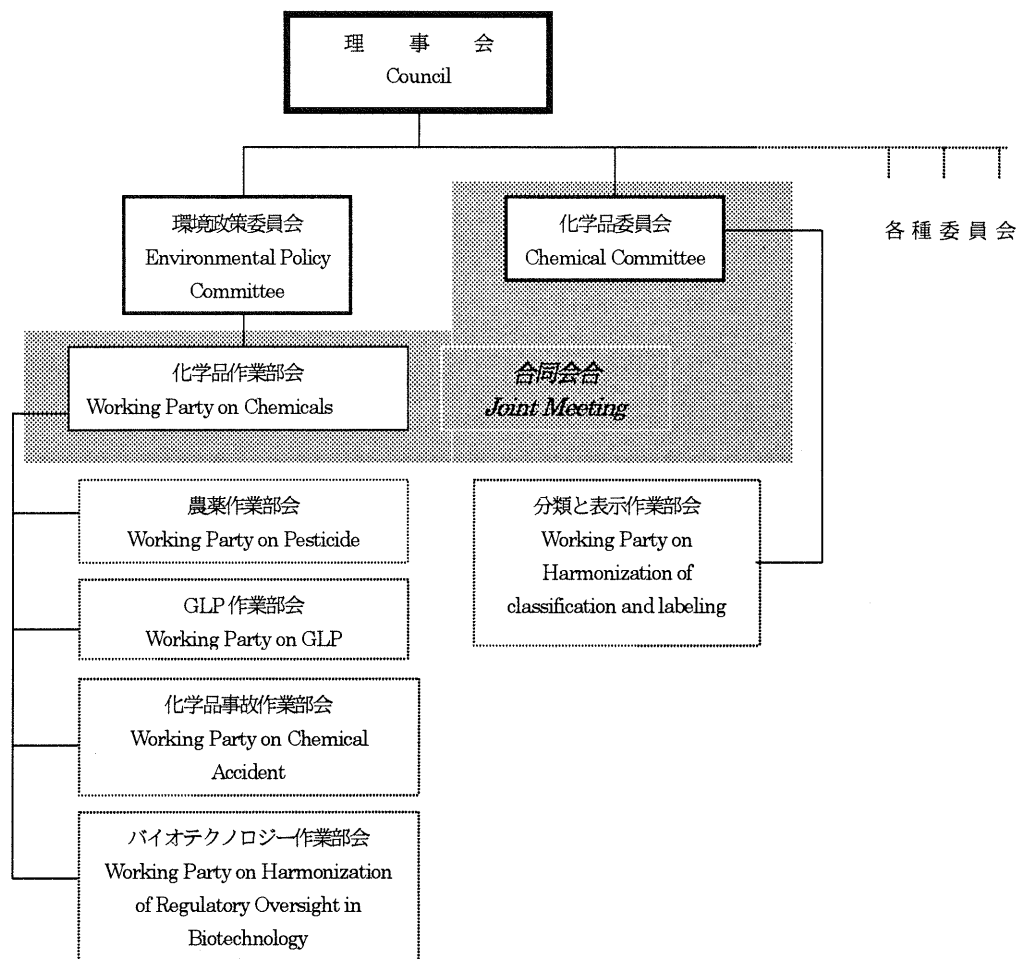


図-1 OECD機構図の概略

プログラムである。また、各種プログラムの遂行をサポートするための事務局(Secretariat)が組織され事務処理、連絡調整、とりまとめを行っている。

他の国際機関との連携

前述のアジェンダ21が合意されて以来、本指針の19章をより効率的に遂行するため1994年 I F C S (化学物質の安全性に関する政府間フォーラム: Inter-governmental Forum on Chemical Safety)が設立された。本フォーラムでは世界各国の政府当局、非政府組織(グリーン

・ピース、世界農薬工業会、I C C A等)、政府間組織(OECD, WHO, FAO等)が一同に会し、アジェンダ21, 19章をより効率的に遂行するための作業の優先順位付けや、情報交換、意見交換等が行われている。

また、1995年にはI O M C (化学物質の安全管理に関する組織間プログラム; Inter-Organization Programme for the Sound Management of Chemicals)が開始され、現在UNEP(国連環境計画)、ILO(国際労働機関)、FAO(国連食糧農業機関)、WHO(世界保健機構)、UNIDO(国連工業開発機関)、UNITAR

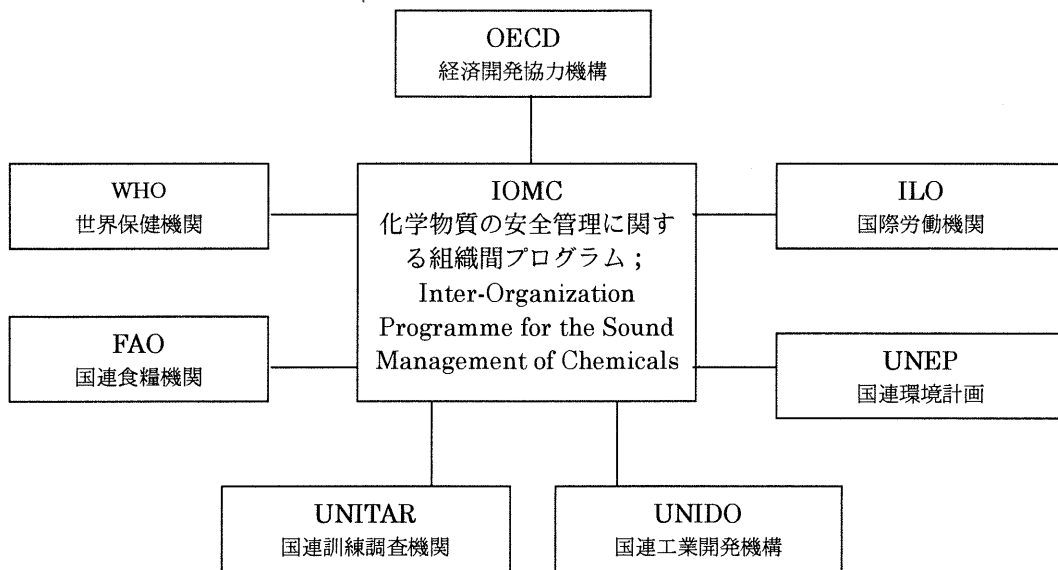


図-2 IOMC (化学物質の安全管理に関する組織間プログラム)による国際機関の調整

(国連訓練調査研究所), OECDの7機関の密接な連携を保ち, 作業の重複が生じないように調整が図られている(図-2 参照)。

OECD化学品プログラム

化学物質の利用・汚染の広がり及びそれに伴う悪影響に対する懸念, それらに対する国際的な協力の必要性からOECDでは1971年に環境政策委員会(EPOC: Environmental Policy Committee)の基に化学品プログラムを開始した。化学品プログラムでは①データ相互受け入れ(MAD: Mutual Acceptance of Data) ②テストガイドライン ③GLP (Good Laboratory Practice: 優良試験所指針) ④危険性評価 ⑤リスク管理 ⑥危険性分類と表示 ⑦既存化学品の再評価分担等の活動があり, 定期的に化学品合同会合(Joint Meeting)と呼ばれる会合を持ち加盟各国の代表者によりプログラムの遂行が検討されている。化学品合同会合(Joint Meeting)は, 8ヶ月に1回の頻度で定期的に行われ, 1971年に開始されて以来, 1998年11

月までに28回の開催を重ねている。

OECD農業プログラム

当初, 農業に関連する事項についても化学品プログラムの中で検討されてきたが, 環境への放出形態や使用方法等農業特有の事項も多いことから, 1992年に化学品プログラムの傘下に農業を専門に検討する農業プログラムを開始し, 以来農業に関する検討は農業プログラムの枠組みの中で行われている。

農業プログラムの遂行については8ヶ月毎にフランス, パリのOECD本部で開催される農業フォーラム(Pesticide Forum)の場で検討される。本会合は1994年に第1回が開催されて以来, 1998年11月までに8回の開催を重ねており, 我が国からは農林水産省, 厚生省, 環境庁及び農業工業会から各担当官が出席している。また, 農業フォーラム以外にも各種ワークショップや専門家会合等にも可能な限り出席すると共に, 各方面から専門家の出席をお願いしている。なお, 1998年11月の農業フォーラムにおいて, O

OECD内の組織改編に伴い、農薬フォーラムは今後農薬作業部会(Working Party on Pesticide)と呼ばれることとなったが、その位置づけ及び検討内容はこれまでと全く同じである(図-1参照)。

現在OECD農薬作業部会で検討されている課題は大きく分けて2つあり、一つは農薬登録の国際的な調和、二つ目は農薬使用に伴うリスクの削減、管理の促進である。

農薬登録の国際的な調和

前述のとおり各国では独自の法律や制度に基づき農薬の登録が行われている。登録申請にあたっては申請企業は膨大な労力と資金をかけて数多くの安全性に関する試験や効果に関する資料を作成している。また、各国当局もそれら提出されて資料を基にその効果や安全性を十分確認した上で市場に送りだしている。

一方、農薬の申請は国際商品であり、一つの有効成分が複数の国で登録、使用される例も多い。その際、国際的に標準化されたテストガイドライン、共通のデータ要求項目、評価基準、記載様式等があれば、それら申請に必要なデータや評価結果を各国間で共有できる可能性がある。特に室内の管理された条件で実施される試験については調和できる可能性は高い。当然の事ながら、各国の農薬形態、気象条件、自然環境等が異なることから全てを一律に規定することは困難な側面もある。OECDではこれら各国の事情を考慮しつつ、可能な範囲で農薬登録に伴う各種作業の調和を進めている。

農薬のリスク削減

各国では国及び各地域の農業形態や農薬の使用実態に即した農薬リスク削減活動や政策が実

施されている。現在、OECD農薬プログラムでは、それら各国でのリスク削減活動の成果や経験を各国間で共有するため、農薬フォーラムにおいて口頭又は文書によって各国の成果や経験の報告が継続的に行われている。

また、各国レベル、各地域レベルでの農薬リスク削減活動や各種政策の効果を評価したり、農薬リスクの大まかな経時的傾向を把握するため、農薬のリスクを指標化する試みが進められている。

第8回農薬フォーラム

1998年11月2日～3日にフランス、パリのOECD本部において第8回農薬フォーラムが開催された。以下にその概要を基に現在の活動の進捗状況を簡単にご紹介する。

①各国間のデータ要求項目調和

前述のとおり各国では独自の法令に基づき、農薬の登録が行われ、登録申請の際には多くの各種毒性試験、物理/化学的性状試験、分解性、作物残留試験、環境毒性試験等数多くの試験成績提出が義務づけられている。本活動は各国での農薬登録申請において要求される試験項目を可能な範囲で共通化しようという試みである。本活動は後に述べるテストガイドラインの調和作業と合わせて、各国で作成された試験成績の相互利用を目指した作業である。現在は微生物農薬、フェロモン、MRLs設定の3つの分野で共通コアデータセット(Common Core Set)もしくは、最小データセット(Minimum Data Set)の策定が検討されている。但し、各国の環境条件や農業形態から各国独自に必要なと思われるデータ(日本では水田環境に関する試験等)については、各国の裁量に任せるものである。

微生物農薬：現在，EU（European Union；ヨーロッパ共同体）では，EU国内での共通コアデータセットを検討中である。EUは1999年3月までにEU国内向けのデータ要求（案）をとりまとめる予定であり，本案が完成した時点で他のOECD諸国に配布し，将来的には本案を基にOECDとしての共通データ要求が検討される予定である。

フェロモン：現在，カナダが中心となり作業を進めている。本件については1999年秋にカナダでワークショップを開催し具体的な検討が成される予定である。

MRLs (Maximum Residue Limits:最大許容残留量)：本件については1999年4月にイギリスにおいて開催されるワークショップで具体的検討が始められる予定である。具体的にはMRLs設定のため必要な作物残留試験の例数，地域間の読み替え，作物間の読み替え等に関し検討される予定である。

②テストガイドラインの策定／改訂

1981年に化学品プログラムによりOECDテストガイドライン（OECD Guidelines for Testing of Chemicals）初版が発刊されて以来，これまでに物理／化学的性状，環境毒性，分解性／濃縮性，毒性の4分野について約90のテストガイドラインが策定されている。また，新規テストガイドラインの策定及び既存テストガイドラインの改訂作業も進行中である。これらテストガイドライン策定や改訂については，各国から選出された専門家（National Expert）によって科学的妥当性及び実行可能性を踏まえて実質的な検討が行われガイドライン（案）が作成される。農薬フォーラムでは化学品グループと共同で作業の優先順位を設定すると共に，最終的

なガイドライン（案）の承認を行う。

現在，我が国でも環境条件，農業形態，実施可能性等を考慮しつつ，順次これらOECDテストガイドラインとの調和を進めており，これまでに物理／化学的性状試験では既にOECDテストガイドラインを採用している。また，毒性試験，水産動植物に対する影響試験についても，近いうちにOECDテストガイドラインとの調和が図られる予定である。

また，優先性が高い問題として，内分泌系攪乱化学物質に対する試験方法の検討があり，各国の関心も高い。本件についてOECDでは，1997年12月に各国からの専門家よりなるEDTA（Endocrine Disrupters Testing and Assessment）ワーキンググループを設置し，科学的な見地から試験方法及び評価の枠組みづくりが検討されている。

③ハザード／リスクアセスメント手法の検討

現在，農薬の作業者暴露及び散布後暴露アセスメントに関するガイダンス文書作成が行われており，1999年早々にもこれらガイダンス文書が完成予定である。

また，近年各国で農薬の環境中での挙動（分解や移動，拡散等）に関する様々なシュミレーションモデルが開発されており，次回農薬フォーラムまでにこれらに関する情報収集が行われる予定である。

④登録／再登録評価の分担

農薬の登録申請資料及び各国評価報告書の共通様式に関するガイダンス文書がほぼ完成し，現在各国でそれら様式に慣れるための作業が進めているところである。今後はこれらを利用して，可能な限り各国での登録申請資料や評価報

告書の効率的相互利用が進められる予定である。

⑤農薬リスク削減

前述のとおり、各国政府が農薬のリスクの大きな経時的傾向やリスク削減政策の成果を把握するため農薬のリスクを指標化する試みが行われている。現在、水生生物に対するリスク指標の開発が進められており、1999年3月までに最終報告書（案）がとりまとめられる予定である。また、1999年6月にはドイツで農薬リスク指標に関するワークショップが開催され、人の健康や陸生生物に対するリスク指標の開発についても検討が開始される予定である。

また、これまでに農薬フォーラムで報告された各国でのリスク削減活動の成果や経験について、事務局が近日中にとりまとめを作成しOECDのホームページ等で広く公表する予定である。

⑥殺生物剤 (Biocide)

殺生物剤とは、木材の防虫剤や船舶の船底塗料、各種消毒剤等農業用以外の目的で使用される剤である。これらは農業用に用いられる薬剤と共通の有効成分を利用するものが多いことから欧米では農薬と同じ法律や制度によって管理されており、農薬フォーラムにおいても1つの検討分野となっている。これまでに各国でこれら物質に対するデータ要求調査が行われ、今後データ要求項目やリスク削減、人や環境への暴露アセスメント等に関する検討が進められる予定である。

おわりに

現在、日本では昨今話題の内分泌系攪乱化学

物質や残留農薬をはじめとして人や環境に対する安全性への関心の高まっている。更に、安全かつ良質で低価格の農作物の安定供給を望む声もあり国民の様々なニーズがある。

一方で、食糧自給率の低下や農業の後継者不足など農業生産を取りまく状況が厳しい中、高温多湿の自然環境による病害虫の多発等様々な状況のもとで農業が行われている。このような状況の中で農薬は農業現場の省力化、生産性や農作物の品質の向上に大きな役割を果たしているのも事実である。また、科学技術の進歩や多方面の方々の努力により、病害虫に対する選択性が高くかつ環境中で速やかに分解する安全性の高い剤の開発も進んでいる。

農薬の使用は各国の農業形態、環境条件、病害虫の発生状況等に応じて適切な使用方法が定められ、また、それぞれの状況に即したリスク管理が行われている。

OECDでの農薬に関する国際的な調和・協力を進めるにあたっては、先進国の一員として積極的に作業に参加する一方で、我が国の個別の状況を十分に考慮しつつ作業を進めていく必要がある。

なお、OECDではインターネットのホームページを開設し、様々な活動の進捗状況を掲載し広く公表すると共に様々な出版物の販売等を行っている。また、関連する様々な国際機関とのリンクも張られており農薬に関する国際的活動の情報を得ることができるので、是非ご参照いただきたいと思います。

OECDホームページ:<http://www.oecd.org/>

OECD環境保健安全関連ホームページ:

<http://www.oecd.org/ehs/>